

令和4年度 第2回

佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会

議事録

日時 令和4年11月22日(火)
午前10時00分～午前11時35分
場所 佐久市中央隣保館 大会議室

- 1 開 会 (進行：土屋副会長)
- 2 会長あいさつ (小林会長)
- 3 市長あいさつ (柳田市長)

会議事項に入る前に、佐久地区保護司会の中で役員の変更があり、前任者の残期間について山浦委員へ委嘱する旨、事務局より報告。

4 会議事項 (進行：小林会長、説明：事務局)

(1) 佐久市犯罪被害者等支援条例案について

資料1 「佐久市犯罪被害者等支援条例」骨子案に対する意見募集の実施結果

により、7月から8月にかけて実施したパブリックコメントの結果について説明。

(資料に記載の意見のほか、市外に住所を有する方5名からも意見をいただいた。パブリックコメントは市民を対象としたものであるが、頂いた意見は条例案の検討の過程で参考にさせていただいた旨を報告)

資料2 「佐久市犯罪被害者等支援条例案」

資料3 「佐久市犯罪被害者等支援条例案の概要」

により、佐久市犯罪被害者等支援条例案の内容について説明。

資料4 「佐久市犯罪被害者等支援基本計画(案)」

資料5 「佐久市犯罪被害者等支援基本計画案の概要」

により、佐久市犯罪被害者等支援基本計画案の内容について説明。

資料6 「佐久市犯罪被害者等支援基本計画案に基づく事業概要」

により、具体的な支援メニューの内容について説明

資料7 「佐久市犯罪被害者等支援事業に係る用語の定義、支援の概要等について」

により、条例、支援金、日常生活支援助成金等における用語の定義について説明。

【質疑、意見】

(委員)

故意なのか、過失なのかで様々な支援メニューがあるということは承知したが、事件が起きてから、加害者の刑が確定するまでの間の支援というのはどうなるのか。

事件が起きてから素早い対応があった方が被害者の方もありがたいと思うがいかがか。

(事務局)

犯罪被害者支援につきましては迅速な支援が必要と考えております。

刑が確定する前から、支援をしていくため、例えば支援金につきましては、警察が加害者を逮捕して検察に起訴をする際の起訴の罪名を照会し、判断をしていくことを想定しています。

その時点での罪名が故意の犯罪であるという判断がされる場合には、推定ではございますが支援金の支給の決定をしていきたいと考えております。

(委員)

資料7の裏面に申請期限とあるが、「犯罪被害を知った日から1年以内」「犯罪被害が発生した日から7年以内」と幅があるのはなぜか。

(事務局)

被害を知った日から1年、発生から7年の期限については、国の法律や多くの自治体の条例・見舞金の要綱等における規定を参考にしています。

事件発生後時間が経つと、事件と被害との因果関係の確認が難しくなるといった面から、一定の期限を設けているのではないかと考えられます。

(委員)

資料6を見ると、市役所の中でも窓口や支援策がたくさんあって、それぞれに担当課がある。

総合支援窓口があって、各担当部門と調整を図るとなっているが、ワンストップで出来る方法を考えていただきたい。資料5の被害者等の声でも、入れ代わり立ち代わり担当者が変わってしまって説明がわからないとある。

罪を犯した人には更生保護司がいたり、施設があつたりと援助があるが、被害者にはそういった制度がない。佐久市が条例を制定して支援を充実させていくのであれば、専門職・専門員といった形で、保護司のように、被害者の支援に当たれる方が総合支援窓口にいれば心強いのではないか。

(事務局)

総合支援窓口について、現在も人権同和課が犯罪被害者等の方たちの総合対応窓口となっておりますが、庁内の連携体制が現状ではとられておりません。今回の犯罪被害者等支援条例、支援施策の中で、支援チームというものを具体化していきたいと考えています。

支援チームの取組について、まずは人権同和課で犯罪被害者等の方からご相談を受け、情報等を収集し、被害の内容、お困りの状況によって、必要な支援メニューの各施策を担当する課で支援チームを構成します。

相談者の方が、その都度それぞれの窓口で、繰り返し説明する必要があるように、支援チームの中で情報を共有し、相談者の方が、必要な支援、必要な手続を、集約してお届けできるような形を考えております。

専門職の配置については、長野県においても、県の相談窓口の中で常時配置ということではなく、必要に応じて専門職の方が支援に当たるという体制を取っていると聞いております。

市内には保健師、公認心理士といった心の支援に関する専門職員がおりますので、そういった職員も支援チームに含め、連携を図りながら対応していきたいと考えております。

(柳田市長)

支援チームの取組について、参考としている事例がありまして、ご記憶の方もいらっしゃると思いますが、令和元年東日本台風のときに、市内で亡くなられてしまった方がおりました。

残されたご家族は一人暮らしになってしまったため、担当の保健師が決まってから、その方の心身の様子などを確認するだけでなく、行政の手続について、その方が困っていること、不安に思っていることを保健師が聞いて、市役所の中で対応出来る部署と情報を共有し、担当課からご家族にご連絡を入れたり、保健師も一緒にお話をしたりするといった対応をしていました。

犯罪被害者支援においても、この事例をモデルケースとして対応することで、委員のおっしゃるワンストップの手続という形に出来ると思っています。

台風のときのケースのことを思い出すと、保健師の職員というのは言葉使いや訪問するタイミングなどに大変配慮があつて感心したことを覚えています。そうした配慮を持って寄り添うような支援体制にしていきたいと思っています。

(委員)

資料5右下の犯罪被害者支援体制について、民間支援団体の記載もあるが、1つ意見として、報道関係の団体を入れることは出来ないだろうか。

犯罪被害者が報道によって被害を受けるケースがある。そこで、支援体制の中にマスコミを位置付けて、誤った報道がされないようにすることが出来ないだろうか。

書き方の一字一句で受け取り方も違ってくる。そういうところを被害者が心配しないように、報道関係団体を支援体制の中に位置付けて連携できればと考えた。

(事務局)

マスコミ・報道につきまして、委員より頂いたご意見については、参考にさせていただきたいと思えます。

様々な方が、被害者やその家族へ押しかけてくる、ということも二次被害の一つでありますので、現時点で事務局では、弁護士と連携し、弁護士に報道の対応をしていただくということを考えております。

(柳田市長)

今、委員の仰るように、本当に一字一句でその人に対する印象というものが変わってしまう。

また、同じことがらでもそれぞれの会社や局によって表現の仕方が違ってくるため、最初にどう報道されるかで変わってくるすごくデリケートな問題であると思っています。

一方で、支援体制の中に、例えば報道機関に入ってもらったとして、行政の側で統制が取れるのかというのは考えていなかったところがあります。

報道が、行き過ぎたものであるとか不正確なものであるときには、弁護士をつけてきちっと抗議していくということは考えているんですが、一方で報道の自由というものは尊重しなければならないものでもあります。

どこまで関与できるかというのは難しいですが、正確な情報提供は大変重要なことですので、課題として、検討させていただきたいと思います。

(委員)

今回の条例を制定して、支援をしていくという方向性は理解しているが、市民の安心安全な暮らしを守るものであることを考えると、これは市の機構の中で総務課の所管ではないのか。

人権同和課については、人権問題があれば関わってくることもあるだろうけど、総務課が全体を担当して、先ほどの委員が仰ったようにワンストップで対応できる支援体制を構築していくものではないだろうか。

(柳田市長)

市の職務分掌の観点からのご意見ありがとうございます。

総務課の所管ではないかというご指摘、仰ることもよく分かります。

一方で、安心安全な暮らしというのは多岐にわたる考え方でありまして、例えば生活保護というの、社会のセーフティネットとして安心安全な暮らしを、制度として支えています。これは福祉課が所管しています。

安心安全な暮らしを守る一つとして、通学路を安全なものにしていくというのは、学校教育課が窓口となり、県の建設事務所へお願いをしたり、市道であれば建設部で対応しています。

そういう意味では、市役所全体が安心安全な暮らしを守るために、様々な対応を各課でしていると言えます。

そして、実際にこの支援チームが結成されるときには、総務部長、総務課も当然入ってきますし、連携をしていく課であります。今のご指摘を踏まえ、支援体制に漏れが無いようにやっていきたい。

一方で、人権に関わることでありますので、条例制定に向けて、この審議会で議論をしていただくということが、委員の皆さんを拝見しても適切であると考えております。

この審議会で議論しているからといって、人権同和課だけで対応するというのではなく、全庁的な支援体制で取り組んでまいりたいと考えています。

(委員)

全庁的な体制で取り組んでいただくということで承知しました。

ただ、資料を見ると、実際に支援にあたるときには相当な業務量になると思うが、人権同和課の現在の体制で対応が出来るのか。

人員増や専門職の配置について考えているのかお伺いしたい。

(柳田市長)

実はパブリックコメントを実施したときに、ある自治体の職員の方から、委員さんと同様に「専門職を置いた方がいいんじゃないか」というご指摘があったんです。

ただ、大きな都市の犯罪発生率や人口と比較したとき、佐久市として、現時点でこの犯罪被害者等支援事業をスタートさせていくに当たり、市内の年間平均の刑法犯罪や過失交通事故による死者数のデータから考えると、あらかじめ職員を配置しておいて犯罪の発生に備えるという決断には至っていません。

実際にこれでスタートして、業務量的に無理だということになれば緊急的にでも人間的な配慮は考えていますが、その決断に至っていないというのが現状です。

(委員)

先日、人権・男女共生フェスティバルがコスモホールで開催されたときに、講師の方より SNS の誹謗中傷の関係で条例制定の要望を受けたと新聞にも掲載されていたが、これも人権同和課で対応をしていくことになるのか。

(柳田市長)

ただ今のお話につきまして、2年前にプロレスラーの木村花さんが SNS でかなり激しい誹謗中傷を受けたことによって自らの命を絶つということがあって、そのお母さんである木村響子さんが、各地で条例制定を求める運動をしているんですが、要望書の中では宛先に都道府県とあるんですね。

ですから私どもとすれば、県の方へおつなぎすることも考えているところです。

では佐久市としてどうするかですが、この「犯罪被害者等支援条例」が成立した場合に、このケースですと、侮辱罪で訴えた場合、この遺族も支援の対象になるという形になっています。

そういう意味では、木村さんからの要望は、佐久市においてはこの条例によって充足できるんじゃないかと思っています。

ですので、市の対応としてはこの条例制定をもって、木村響子さんに報告したいと思っていますし、長野県に対してもお伝えをしていきたいと考えています。

(委員)

資料7で定義をいただいているが、支援を決定するときの判断が恣意的な判断になってしまっているんじゃないと思う。行政側だけの判断でもいけないし、警察の判断だけでもいけない。

市長の直属の機関として第三者機関を置いて、そこで判断していくということについていかがか。

(柳田市長)

迅速にしなきゃいけないというところと、恣意的になってはいけないというところがありますね。

ですので、迅速そしてまた一定の正確さ・公平さということで言うと、警察が検察に送る段階の、書類送検をする段階での警察の罪名を基にやっていくという形を考えています。

しかし、仰るようにこれが100パーセント正しいかというところ、そうとは限らない。冤罪ということもありますので、犯罪被害者にならないケースもある。

その時には支援したのに関しては、辛いことではありますが、返却していただくこととなります。極端な話、お支払いした支援金を、返却していただくこともルールにしています。

これは他自治体の条例を見てもそういうケースがあるので、佐久市としても早さと、恣意的にならないようにするための方法として、整理をさせていただきました。

(委員)

第三者機関を置かなくてもいいということですか。

(柳田市長)

捜査機関でない第三者機関が、その行為に対してどのくらいの過失があるのか、過失じゃないのかという判断は、取り調べをしたりしているわけでもないので、出来ないのではないかと思います。

まずは公の警察という機関が、取り調べを含め、捜査等をした上で出したものを正しいものと仮定をして支援していきます。

そのあと裁判があつて、罪名が確定しますが、警察の判断と裁判所の判断が違った場合においては返還を求めることがあるということで、一定の公平性はそこで保てるのではないのでしょうか。

逆に言うと、他に支援の判断のしようがないのかな、とも思っております。

(小林会長)

よろしいでしょうか。

それではいろいろとご意見いただきました。ありがとうございます。このご意見を基に事務局の方が必要な修正を加え、条例制定に向けて必要な手続きを進めていただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは今後どのようなスケジュールで進めていくのか事務局から説明をお願いします。

(事務局)

今後のスケジュールについてご説明します。

資料1でご説明した条例骨子案に対する意見募集の実施結果につきましては速やかに市のホームページ上で公開をまいります。

資料2から資料7でご説明しました条例案及び計画案につきましては11月26日(土)から12月26日(月)までの約1カ月間パブリックコメントを実施をまいります。

パブリックコメントでいただくご意見につきましては、事務局で要旨と対応案を取りまとめまして、条例案等に反映できる部分を反映させ、来年3月の議会へ提出する庁内の事前の審査会に諮り、議会へ提出する手続きを進めてまいります。

また今後実施するパブリックコメントの実施結果につきましても、ホームページで公開しますので、事前に委員の皆様にも書面にてお送りさせていただきたいと考えています。以上でございます。

5 その他 (進行：副会長)
特になし

6 閉 会